

東信医療生活協同組合
女性活躍推進法及び次世代法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 令和6年1月1日 ～ 令和10年12月31日までの 5年間
2. 内容

目標 1：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 6 日以上とする。

<対策>

- 令和6年 1月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和6年 1月～ 組合全体で、年次有給取得促進を周知する
- 令和6年 3月～ 部署ごとに、年次有給休暇の取得促進計画を立てる
- 令和7年 2月～ 取得状況を分析し、目標達成を進める

目標 2：全職員の1か月当たりの平均残業時間を 10 時間以内とする

<対策>

- 令和6年1月～ 予算会議にて時間外労働削減の方針について検討を開始する。
- 令和6年1月～ 方針を受け各事業所・部署にて削減に向けた具体的な行動を検討し、削減の具体的な数値目標を決定する。
- 令和6年3月～ 予算会議にて削減計画及び目標数値を確認・承認する。
- 令和7年～ 上記行動を毎年実行する。